

議案第132号

所沢市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立学校設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市立所沢第二幼稚園の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市立学校設置条例の一部を改正する条例

所沢市立学校設置条例（昭和39年告示第67号）の一部を次のように改正する。

第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（所沢市立幼稚園運営協議会条例及び所沢市立幼稚園保育料徴収条例の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 所沢市立幼稚園運営協議会条例（昭和51年条例第32号）
 - (2) 所沢市立幼稚園保育料徴収条例（昭和47年条例第3号）
（所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第1 幼稚園運営協議会委員の項を削る。
別表第3 園医の項、園歯科医の項及び園薬剤師の項を削る。
（所沢市学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 4 所沢市学校医等の公務災害補償に関する条例（平成13年条例第42号）の一部を次のように改正する。
第1条中「所沢市立幼稚園及び」を削り、「学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師」を「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」に改める。
（所沢市学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この条例による改正後の所沢市学校医等の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償について適用し、同日

前に支給すべき事由が生じた公務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。